

通航一覽

第一

通航一覽

第一

3387426

25 NOV 1994



通航一覽

緒言

一、本書は、嘉永六年外交問題頻興の時に當り、大學頭林耀が、職外交折衝の任にあるを以て、幕府の命に由り、對隣の琉球朝鮮支那より諸外國に關せる海政事項を綴集し、國號の起源、統治者の世系、我邦との交通等、大小の部門に區分して、上は永祿より下は文政年中に洎び、編年體に倣ひ、一々引書をも提證して、對外政要の起伏沿革を叙列し、終りに海防事項を附修して、時局を講究するものゝ捷覽に便したるなり。記載詳略あり、雖ごも、網羅する所の史徵文獻は、悉く精核にして、一も褒貶の私見を加へず、永祿文政間二百六十餘年の外交顛末を、諄正に公供したる一大完編なり。

一、原書、卷を立ること三百五十卷。本編三百五十卷、附錄廿三卷、凡例總目二卷、繪圖一帙。記載する所

は、琉球、自卷一至卷二十四朝鮮、自卷廿五至卷百三十七長崎異國通商部、自卷百三十八至卷百六十九異國渡來部、安南、南蠻諸國、自卷百七十七至卷二百九十七唐國、自卷二百九十八至卷三百三十八阿蘭陀、自卷三百三十九至卷三百六十九諸厄利亞、自卷三百七十一至卷四百一十二東埔寨、自卷四百一十三至卷四百六十四暹羅、自卷四百六十五至卷五百一十二麥萊、淳泥、田彈、巴旦、摩利伽、瓜哇、萬老高、大人國、小人國、自卷五百一十三至卷五百七十一魯西亞、自卷五百七十三至卷六百一十三北亞墨利加、卷三百三十三。附録は、専ら長崎、松前、蝦夷、下田、三崎、浦賀、房總要塞の海防と、造船鑄砲等この事項を挙げたり。體例愼密、朝廷の尊號、將軍の名稱の如きは、提頭、外國往來の文書は、其眞本に倣ひて提頭闕字の例を存したり。今本會が是を刊行するに當り、卷帙彪大なるを以て、専ら印式を縮約して、要覽を主としたるを以て、文書の法式の如きは、必ずしも一原書の體裁に準照せざる所あり。覽者諒焉。

明治四十五年六月

校訂者識

通航一覽第一目次

卷之一

琉球國部一、○平均始末、

一頁

卷之二

琉球國部二、○平均始末、

二頁

卷之三

琉球國部三、○中山王來朝、

三頁

卷之四

琉球國部四、○中山王來朝、

四頁

卷之五

琉球國部五、○來貢、寛永十一年、正保元年、

五頁

卷之六

琉球國部六、○來貢、慶安二年、承安二年、

六頁

卷之七

琉球國部七、○來貢、寛文十一年、

七頁

卷之八

琉球國部八、○來貢、天和二年、

八頁

卷之九

琉球國部九、○來貢、寶永七年、

九頁

卷之十

琉球國部十、○來貢、寶永七年、

十頁

卷之十一

琉球國部十一、○來貢、正徳四年、

十一頁

卷之十二……………二七

琉球國部十二、○來貢、正德四年、

卷之十三……………四〇

琉球國部十三、○來貢、享保三年、

卷之十四……………四八

琉球國部十四、○來貢、寬延元年、

卷之十五……………五三

琉球國部十五、○來貢、寶曆二年、

卷之十六……………五七

琉球國部十六、○來貢、明和元年、

卷之十七……………六六

琉球國部十七、○來貢、寬政二年、

卷之十八……………七〇

琉球國部十八、○來貢、寬政八年、

卷之十九……………七八

琉球國部十九、○來貢、文化三年、

卷之二十……………八六

琉球國部二十、○來貢、文化三年、

卷之二十一……………九三

琉球國部二十一、○薩摩國來貢、○來貢等
に付島津氏御手當拜借、○貿易

卷之二十二……………一〇〇

琉球國部二十二、○唐國往來、

卷之二十三……………一〇七

琉球國部二十三、○唐國往來、

卷之二十四……………一六三

琉球國部二十四止、○漂着、○漂流并異國
人漂到、

卷之二十五……………一六九

朝鮮國部一、○修好始末、從慶長四年
至同五年、

卷之二十六……………一七三

朝鮮國部二、○修好始末、從慶長六年
至同八年、

卷之二十七……………一八四

朝鮮國三、○修好始末、從慶長九年
至同十一年、

卷之二十八……………一九三

朝鮮國部四、○宗氏通信御用、參勤御暇、并家格
御加増、老臣叙爵
調等、

卷之二十九……………二〇六

朝鮮國部五、○宗氏通信御用、襲封、
御手當并拜借、

卷之三十……………二六五

朝鮮國部六、○對馬國以耐菴輪番、

卷之三十一……………二八二

朝鮮國部七、○宗氏通信使伺并掛合、從元和度、
至明曆度、

卷之三十二……………二九三

朝鮮國部八、○宗氏通信使伺并掛合、從天和度、
至寬延度、

卷之三十三……………三〇五

朝鮮國部九、○宗氏通信使伺并掛合、文化度、

卷之三十四……………三一五

朝鮮國部十、○宗氏通信使伺并掛合、文化度、

卷之三十五……………三二七

朝鮮國部十一、○來聘御用掛、御書、
御褒美
等、從慶長度、
至天和度、

卷之三十六……………四〇

朝鮮國部十二、○來聘御用掛附御書、御褒美等、正徳度、

卷之三十七……………四六

朝鮮國部十三、○來聘御用掛附御書、御褒美等、正徳度、

卷之三十八……………四八

朝鮮國部十四、○來聘御用掛附御書、御褒美等、享保度、

卷之三十九……………四九

朝鮮國部十五、○來聘御用掛附御書、御褒美等、享保度、

卷之四十……………五二

朝鮮國部十六、○來聘御用掛附御書、御褒美等、寛延度、

卷之四十一……………五五

朝鮮國部十七、○來聘御用掛附御書、御褒美等、明和度、

第一目次終

通航一覽第一

序

皇國居輿地之正、寒暑中適、民物富庶、治隆於上、俗美於下、擊壤鼓腹、徧布海內、故異邦之來、通信貿商者不鮮矣、寬永中有以邪教攪邦俗者、於是朝廷定制、通信則朝鮮琉球、貿商則支那和蘭而已、其他一切却之、蓋不啻其邪教之禁、亦以不待異邦諸品之給也、方今萬邦林立、皆以貿易爲業、商帆買舶、陸續來往於洋中、故近者復來、懇請通信貿商者往々有焉、而士大夫之好奇者、徒於異邦之廢興盛衰與夫俗尚器械、則汲々求之、不措、而我之所以應接於彼者、則未必留意講究、夫如是而夷舶入津、急遽應接之際、求其體例、而不得卒然處之、苟有一錯失、則其將辱國體者、不爲小矣、是余之所以豫慮也、因令僚屬數輩、就舊籍古記、足以徵者哀輯、其係夷舶應接之事、听夕拮据、裘葛三換、以今茲告卒業、釐爲若干卷、命曰通航一覽、於是乎、海口有事、急遽應接之際、輒就此編、以求其體例、一覽瞭然、靡有遺

凡例

一 異國來往の事を略記せるもの、異國來往記、外國通信事略の類、世に行はる、今この編は、其事の詳略漏さず、記事神祖の御代、永祿九年御分國三河國片濱浦に、安南國の船漂着の事よりおこして、文恭院殿御代、文政八年異船打拂ひの新令を出されしに止まる、これ彼船處置の一變せしによりてなり、この令、實は附錄海防の部に出たれども、もと本編に通して、其始終の大意を包括せしものなり、自後の事は他日の再輯に譲る、但し當家に關らざる事、及び各國の方隅風俗等は、正文にこれを省き、各部の

嘉永六年龍集癸丑小春月、大學頭林臈識、同 門人關研書

首にこれを略記す、

一 外國の中、唐山、朝鮮、琉球の如きは、其風土人情我國と稍相似たり、南蠻西洋等の諸國にいたりては、これに反し、たゞ利と詭を専にす、甚しきは事を通商に託して、其國の聲を覗ひ、あるひは斬伐して奪ひし事、諸書に歴々たり、故に寛永中嚴にこれを排斥せらる、また我邦の人、異國渡海その來ること尙し、しかれども蠢愚の商夫たゞ、利を求めて、往々彼邪教に陥るものあり、よて其頃またこれをも禁せらる、然る時は、異國の來往其關係する所、實に容易ならず、是此編の在ところなり、

一體例諸國の序次は、五大洲にかゝはらず、また大小によらず、もと我邦來往の由をみるべきためなれは、其來往の年代をもて先後す、然れども、琉球は我附庸、朝鮮は隣好の與國なれば、諸國のはしめにこれを位置し、長崎港、異國通商總括の部、及び異國渡海總括の部は、彼二國の外、諸蕃來往の總括たれば、其次となし、また南蠻と稱する諸州に至りては、勢ひ分割しかたきをもて、各一列とするを異例とす、但し通信通商の國にあらざるも、本邦の人漂

着せしか、あるひは本邦に漂着せし異船の類は、みな其國の部をたて、もらすことなし、

一 漂着船等の中、言語文字相通せず、終に何國の船なるもしれざるものあり、此等はたゞ、異國の部と題して、各國の末に掲ぐ、

一 寛永中南蠻船の事によりて、沿海の防禦を命せらる、元祿の頃異船の渡來稀なるをもて、しはらく廢せられしものありしか、寛政已來再その事を嚴にせらる、よて附するに海防の事を以す、かつ砲礮は、もと舶來の蠻物にして、戰陣の神器、海岸防禦の要具、これより先なるはなく、船舶もまた闕へからざるものなれば、共に附録す、

一本編は各國、附録は事をもつて門部を分つ、一部のうち、また分類して小目をたて、小目に係りし事は、其事により其目の下に、古今の來歴を分注して、概覽に備ふるあり、其小目といへるは、本編は入津漂着、あるひは拜禮獻上、附録は御備所見立、又は船方調練等の如きこれなり、但し異國日記等に載る所、入津のうち拜禮の事を連記し、あるひは御書の因に拜禮獻上等の事を記せし類、分條し

かたきものあり、看る人察すへし、

一 毎條考證の書を概修して、本文を略記し、考證の書は一字を低く列載して便覽とす、且禁裡及び將軍家の尊稱は、すへて擡頭す、また本文及び按注は、禁裡將軍家の御事のみ御諡號を記し、其他はたゞ、引書のまゝを録して、此例に循はす、

一 其祿萬石に滿る輩は、本文及び按注に其實名を記す、萬石に滿るは、叙爵の人といへどもこれを略す、

一 考證の書は、假令野人の手記に出るものといへども、當時の形勢を見るべきため、更に修飾せず、たゞ孟浪杜撰の書は、これを抹去し、猥雜あるひは冗長に過たるは、截略して其要を摘採す、

一 一條のうち、同年の事考證一書にして兩事兩出せしは、はしめに年號支干を記し、餘は同年と録す、其書異なるに至りては、每書また年號を記して支干を略す、

一 一事の記に、大同小異かつ精粗あるは、其書の古きを存し、新しきを併せてその異同を分注す、然れども、其事によりてまた兩存せしもあり、

一 御書付の類はさらなり、外國の呈書、及び御返簡のことき、其擡頭關字等、みな原書の本體を存す、傳寫その眞を失へるものは、また其まゝを記して、敢て私作を加へず、自餘の書は闕格に及ばず、

一 採用の書、原本誤字ありて、類本の校訂すべきなく、文理解しかたきものは、本ノマゝと旁注し、脱行蠹食等は、□□□を加へて其闕を證す、また國字にてしるせし異國地名は、其旁に『』を施し、異人の名は『』を附し、漢字にて譯せしものは旁訓す、

一 事體の詳細ならむかため、其圖をあらはすものあり、異國渡海の船、及び渡來の異國船、また其人物、あるひは朝鮮人曲馬、蠻國器物の類是なり、

一 この編諸記録を涉獵網羅すといへども、引用の書多くは私記隨筆の類にして、殊に近代の事にいたりては、その材料乏しきにより、首尾全備せさる少からず、遺漏謬誤もまたまぬかれかたし、他日多くの典籍を得て、一たび補正のことあらは、もしくは海外處置の一助とならんか、

編 人 名 氏

宮崎大郎太夫成身

松平庄九郎忠得
戸田寛十郎氏功
志賀元三郎篤
海老原武治利濟
高島俊七郎安詳
山上八十郎正直
内海源五郎範儀
水野又一郎勝永
島田晋次郎節信
田上作左衛門時明
神田金太郎德純

通航一覽卷之一

琉球國部一

按するに、國名の字、中山世鑑に流虬と書し、隋の時羽騎尉朱寬をして、其國に至らしめ、萬濤の間にをいて、地形を見るに、虬龍の水中に浮へる如きをもて、始て流虬といふと記し、隋書には流求と書す、宋書これに従ふ、南島志に、我永萬中源爲朝流れに従ひいへるは、附會に似たり、新唐書には流鬼、元史には琉球に作る、本邦の書には、龍宮、留求、琉球などの文字も記せり、今俗に、海中龍宮城ありといへるは、即ち琉球なりとの説あれども、姑くこれを舍く、中山傳信錄に、今の文字に改めしは、明の洪武中よりの事とせり、然れども字治大納言か今昔物語に、仁壽三年宋の商人良暉か、琉球に漂流の事を載せて、既に琉球と記したれば、洪武以前今の文字を用ひし事知るへし、南島志に、此國地形南北長く、東西狭くして、周廻七十四里、大島筆記には、南北四十里許、東西十里許と記し、琉球十四里、誤には、南北六十里東西四十五里に作る、みな本邦の里數を以て、王府の國の西南にありて、首里といふ、海港二所、東北にあるを運天といひ、西南に在るを那覇

といふ、また間切といへるあり、猶郡といふ、其數三十六、即ち今歸仁、浦添、大里なり、此他海島三十六ありて、皆此國に屬すと記せり、大島筆記に、方位は本邦薩摩の南部二百四十里餘の海中にあり、八丈筆は百四十里とあり、漢土へは、福州へ西行四百里許といふ、本國を大琉球といひ、大島を小琉球とも稱せるよしもみ、其實今究めたり、大島今は薩摩に屬すと中陵漫錄に記し、枯木集には琉球領とあり、彼大島筆記は、寶曆十二年同島に漂着せし琉人の話に記したるものにして、島津家にて扶助ありし事も見えたり、薩摩領とせるを得たりとすへきか、國統は、中山傳信錄、琉球國志略等によるに、始祖を天孫氏といふ、相傳ふる二十五世、逆臣利勇といふもの、其君を其名考ふ、弑して自立す、浦添按司舜天これを討せしにより、國人推て王となし天孫氏に代る、これは日本人皇の後裔、大里按司朝公の男子なり、保元紀事略に、我永萬中鎮西八郎爲朝、琉球國に渡り、大里按司の妹に歸して孫天を産む、されども故土を思ふ事切にして、遂に日本に歸り、嘉應二年平家の爲に自殺せしと記す、琉球談に、大里按司は爲朝の男なり、もしくは爲朝に其官を譲りしものなり、然れは朝公は、即ち爲朝の爲を承けて稱したるなるへしといへり、定西法師琉球物語にも彼國氏神の社は、鎮西八郎爲朝を崇めたり、其弓矢今に存すと見えたり、此説三傳して義本にいたり、又天孫氏の裔英祖に位を譲れり、英祖四代王城の時、國內亂れ、大里按司山南王と稱し、今歸仁按司山北王と

稱し、王城は惟首里等の數所を有ち、自ら中山王と稱す、遂に國分れて三部となり、互に相攻伐せしか、中山王尙巴志にいたり、山南山北を併せて一に歸す、されども猶中山の號を改めず、是より尙氏傳えて今にいたれり、明史には、中山、山南、山北とも、尙祖即位の時、國人殊に尊敬し、其尙の事をしめんとて、尙の字を加へ稱し、終に尙をもて氏とす、記し、中山聘使略には、巴志三山を統して、明主より尙氏を賜ふ、我應永中にあたり、尙氏を稱せし、琉球國志略によると、巴志父思紹より、尙氏を稱せし、本邦に通せし事は、南島志及び琉球屬和録に、國史を引て、推古天皇二十四年南島の掖玖人來朝尋て、多福阿麻彌度惑等の入朝貢す、祿秩を賜ふ事各差ありと記し、阿麻彌は今の大島、度惑は徳島にて、琉球の來朝を王代よりの事とせり、其後天朝遠略を事とし給はず、此間に琉球藩を漢土に稱し、其冊封冠服を受く、時に明の洪武五年、我應安五年なり、爾來清朝にいたりて朝貢猶絶えず、漢土朝貢の事は、唐國往來の條に、太田筆記に、足利將軍義量の時、應永二十二年十一月廿五日、義量より琉球王に贈りし返簡をのせて、文中進物等の事も見えければ、其頃また來朝せし事知られたり、室町紀略、分鶴年代記等に、永享十一年また入貢の事を記し、公私雜翰に、將軍義

教よりの返簡も載す、貴久記、島津家譜に、嘉吉元年三月十二日義教島津陸奥守忠國に命して、大覺寺大僧正尊看を誅せしめ、尊看は義教の舍弟にして義昭と稱す、其賞として琉球國を授けし事みゆ、これは彼國薩摩の方向たるをもて、た、附屬せしめて、今のことく附庸君臣の姿には、あらざりし事必せり、官本當代記、慶長年錄等に、先年より綾船と稱して、毎歲薩摩に貢物を納ると記せしは、此時よりの事なるへし、また室町紀略、分鶴年代記に、文安五年入貢の事見え、將軍義政家譜に、寶徳三年七月來貢す、九月其獻する所の鳥目一千貫を、禁中に進らすとあり、康富記同年八月十三日の下に、或説を引て、琉球の商船去月末攝津國兵庫に着津せしか、守護細川右京大夫勝元、早々人を遣はし彼商物を撰ひ取りて、未だ料足を渡さず、先々年々の料足等四五千貫に及へども、返辨なく、また賣物を抑留して、島人難澁たるの旨申すにより、公方より奉行三人を遣はされて、糺明せられしかとも、抑へ取れる物、京兆より未だ返し遣はさるにより、奉行未だ上洛せすと記し、また齋藤親基日記に、六月廿八日琉球人參

洛、常御代六ヶ度目なり、長史と號す、御寢殿の庭前に於て三拜、庭に席を敷とあり、こは、寶徳以前の事、度目といひ、康富記に、先々年々あるを記しては、こは、朝貢せし事、及び其朝貢の式、ならびに兵庫にて、貿易ありし事推て知るへし、また親基日記に、文政元年七月來貢の事見え、異國來往記に、天正十一年入貢すとあり、別本異國近年御書草案に、同十八年豐臣太閤天下統一の賀儀として來朝、書儀を捧げ、太閤より贈りし返簡も見ゆ、また南島志、及び異國來往記に、同十九年明年太閤朝鮮を征せんとして、先書簡を琉球に贈りしに、國王尙寧大に驚き、事を明朝に告て返簡にも及はず、是より慶長十四年まで、其來貢中絶すと記せり、異國日記に、慶長九年九月廿七日、島津宰相入首惟新より、中山王尙寧に答ふる書な載せ、文中羽林兵將恩恒知國者給予十餘年矣、自今以往書音無絶、永永不棄舊約云々とありて、其義貢を驗すことし、また同十一年九月、其頃琉球に渡來せし明の冊封使に、惟新より贈りし書な載せ、明朝の商船薩摩に通商あらん事を、はかりし事見え、さては薩摩には、猶希に書信及び商船等來りしか、其義貢を絶ちしなるへし、また大島筆記に、國王の母后を聞得大君と稱し、王后を王妃と號すと、其官制は、品位の正從各九等あり、王の子弟を王子と稱し、正一品なり、領主を按司と稱し、從一品なり、天曹司、地曹司、人曹司とて、國家の政務を司る大臣を、三司官親方

と稱す、正二品なり、夫より以下の大臣を親方と稱す、從二品なり、親雲上と稱せるものは、武官にして三品より七品まであり、里之子といへるは、扈從の小童にして八品なり、筑登之と稱せるは九品なり、其冠服は、君臣ともに明朝の制にして、清朝の冊封を請るにいたりて、猶古を改めず、禮典は、元旦國王冠服を改て、先年徳を拜し、それより群臣の賀禮を受く、同十五日の式これに同じ、冬至及び四時の佳節ならひに、朔望また冠服にて朝賀あり、世子の冠禮、冠は烏紗帽を以てし、王子按司の子は朝堂に冠す、昏禮は、粗木邦の俗に同じ、また父母の喪に職あるものは、給暇五十日にして復りて職に就く、然れども慶賀宴會等には、公私ともにかはらず、三年の後すへて初に復るとぞ、これ南島志、琉球談等を併せ記せる所あり、樂曲は、漢土の樂、及び其國樂もあり、漢土の樂は、唐以來日本に傳はりしものと異にして、後世の樂と聞ゆ、其樂器は、笙、箏、篳篥、笛、喇叭、大鼓などのよし大島筆記に見ゆ、中山傳信錄に、笙はなしと記したるも、漂着の琉球人に問ふに、ありしと答へしと同書に記す、刑典は、南島志に、笞杖徒流大辟絞斬梟首等の法ありしよし記

慕なごの遊戯も、粗本邦に相似たり、三絃を歌に合せて彈く事は此國より始り、鼓弓といふも此國にて造り出せしよし、これ琉球國史畧、南島志、大島筆記、琉球談、中村氏筆記、落穂雜談、一言集、溫藏祕策等に、散見する所なり、其人物風俗のこときは、隋書及び文獻通考等に、國人大要深目長鼻にして曉健なりと見ゆ、八丈筆記に、子生れるは、官人の家は、七日にして久米村の學士に名を求む、大島筆記に、明の世福州の學士三十六人琉球に渡りて、久米村に永住すごあり、然れば其子孫今猶文學を専らこせるによりて、此事ありしなるべし、其名日本の名乗に異なる事なし、童名を男子は思德思次郎なごよひ、女子は松金玉鶴なご呼へるよし記す、琉球談、及び琉球人漂流聞見圖說によるに、男子元服以前は、髻を蛇虻の蟠れるごとくにし、長簪を下より上にさかしまに挿て、其末額に至れり、成人して冠する時は、頂の髪を剃りて髻を小にし、短簪にて留置なり、明朝の時は、髪を剃る事なかりしに、清の冊封を受しより此事始れり、こは清朝革命の時、鼠弁の俗に改むへしと嚴令あるにより、止事を得ず僅に中剃せしよし、かつ男歳二十五以上は髻を置、二十五以下は髻を剃る事なり、ま

録等に見えたり、

瑣にて作りたるを挿せるのみにて、他の首飾なく、

按するに、隋書に煬帝大業六年、武賁郎將陳稜をして兵を率ゐて渡海せしめ、男女千人を擒にして歸る、猶朝せすさあり、これを琉球

を征するのにはしめさず、元の至元中、及び成宗元貞の初、また使を遣はし招諭ありしに、従はざりしかば、兵をもてこれを征せしかと

も、功なくして歸り、終に通せざりしよし、清一統志、琉球國志略等二見ゆ、本邦にては、文龜、永正の頃こや、蒲中國連島の主入三宅和

泉守某、此國を取らんとして、兵船十四艘を饑し、薩摩國坊津まで

また天正十年豊臣太閤備中國高松より、播磨國姫路に歸城し、將士

の戰功を論して、龜井武藏守茲矩に、國輔牛國を與へんさかりしに、茲矩いふ我日本の内にて所望なし、琉球を賜はらは、渡海して

伐取らんき、太閤これを壯んなりとし、腰の團扇を把て、表に龜井
疏球守殿、裏に秀吉と書て判形を加へこれを與ふ、文祿元年朝鮮征

伐の時、玆矩は琉球を征せんと望み、饒鐘五艘士卒三千五百を率

鮮と琉球と兵を分て征伐せば、兵もまた足るへからず、かつ朝鮮を

鮮に渡海せしよし、寛永龜井茲矩譜、參考諸家傳等に載せたり、然

るに島津家久僅三千の兵を遣し、不日にして鹽國平埒に屬し、永く其附庸たりし事、此條に擧るゝことし、これ島津氏の武功大なりと

いへども、其實は、東照宮神威の遠く及ばせ給ふ所なるへし、

慶長十一丙午年六月十七日、島津少將忠恒山城國伏

先城にて、東照宮に拜謁し、御諱の字を下され家久

改め、また腋刀を賜はる、時に琉球國は祖先以來

母歲來貢せしに、近年其事なし、しは久し諭すとい

とも肯はさるにより、征伐すへき旨を請ひ奉る、よ

てこれを許し給ふ、此事、寛永島津家久譜には、九月朔日に、
享松平大隅守書上、島津家譜にも、六月十七日、御稱號は元和三
年九月朔日賜はる記す、此後家久に賜はりし御書、及び執政等の奉
書にも、猶羽柴或は島津と記されたり、寛永諸載る
所うけたり、よりて眞享書上、島津家譜に従ふ

慶長十一丙午年六月十七日、島津少將忠恒、於伏見
御城御諱之字を被下、家久と改、太秦長光之御腰物
頂戴仕候、琉球國は家久十代之祖陸奥守忠國代に、
普廣院殿より、按するに、京都將軍
義教の諡號なり致拜領、永享年中よ

り薩摩に相從候處、按するに、此書前文十代陸奥守忠國傳
に、忠國事は義教將軍の貴命に應じ、其
御舍弟大覺寺門跡義昭大僧正尊君を討申候様子は、尊君事義教卿
に對し逆意有之段露顯いたし日向國福島に落下り、野邊氏を頼
み隠れ居られ候を、將軍家に聞え候、忠國に早速誅伐いたすへき
よし御内書到來仕候に付、一族新納近江守、辨山美濃守、北條讃岐
守、家老木田信濃守、肝付三郎と相議し、此等に人數を與へ、福島に
差遣し僧正を福島永徳寺へ招寄切腹いたさせ、一族山田式部少輔
斬首仕候、即ち其首を將軍家に獻上候處、義教卿御自筆の御感狀、
名物の御太刀、御腹巻、御馬が、琉球國忠賞として拜領いたし候
是より琉球國は當分船を以年貢仕候、其以後福島に於て、僧正之社
を建立いたし、福島大明神と號し、將又菩提所として、鹿兒島城下
へ大興寺といふ寺を建立いたし、僧正之位牌を置、琉球島毎年之貢
物、先此寺へ進し申儀に候と記し、義教より授けし感狀二通を載
す、一通は嘉吉元年四月十三日、一通は同年六月十七日なり、貴久
記にも、嘉吉年中より琉球國島津に屬せしと載せたり、永享年
中よりあるは、近年致解怠候、殊更權現様に御禮可申
上之旨、使札を以申付候得共、不致領掌候間、人衆
を差越可致退治之旨、山口駿河守直友を以致言上

候處蒙御免候、眞享松平大隅守書上、
夫琉球國者、自往古嘉吉年中屬我國矣、雖然背舊規
不進貢、自薩摩再三遣使、以誘之不肯聽、故告相國
家康公請伐之、家康公許之、貴久記、

慶長十一年九月一日、島津忠恒伏見にありて、大權
現台德院殿に拜謁す、按するに、台德院殿は、江戸に御座な
れに、時に松平氏になされ、御諱の家字を賜り
に同じ、時に松平氏になされ、御諱の家字を賜り
家久と號す、まことに家の名譽といふへし、琉球國
むかしより島津に屬する事ひさし、然るに近年來
貢せず、家久再三人を遣して、此事をはたるといへ
ども、敢て承引せず、すなはち此旨を大權現へ言
上して、これを討ん事をこひければ、則ちゆるし給
ふ、寛永島津家久譜、

琉球國之儀、五常之道をなはりたる國にて候得と
も、往古は唐にも、日本にも隨はず、一國限に暮來
候處、千百年以後、隋の煬帝の時、大唐に隨ひ初候
よし、何の頃よりか、あや船と申候て絹卷物など積
載たる船、琉球より薩摩へ毎年参り、時之太守へ御
禮申たる由候處、吉貴様より十二代の御先祖、陸奥
守忠國様へ、永享年中に、普廣院義教公より琉球國

を御拜領、其以來御家に吃と相隨ひ候、永享年間よ
り正徳四年頃迄は、貳百七十年の御領國にて御
座候、琉球の王號を中山王と申候、右之通候處に、
東照宮御代始に、中山王東照宮へ御禮可申上旨、吉
貴様より三代之御先祖中納言家久公より被仰付候
處、領掌不仕候に付、慶長十四年三月琉球へ軍兵を
御渡被成候、薩州舊傳記、

琉球國は、忠國公御代大學寺殿を、按するに、大學寺は大
學寺と書するを是なり
す、御討被成候忠賞として、將軍家より御拜領有之、
年々進貢怠りなかりし處に、貴久公の御代に至り、
按するに、貴久は家久の曾
祖父にして陸奥守と稱す、諸國大亂に及ひけるより、進
貢斷絶しける、夫より西國太平に成て、將軍家に御
披被成、家康公之命を得給ひ、琉球國へ古の如く
來貢すへきよし、使として龍雲和尚を被遣けれと
も、不從によつて龍雲彼國の圖を察し、其上彼國王
の信せられける浪の上の辨才天は、隅州國分の日
秀上人の作なりけるを奪取、寶板を以棚として其
上に安置し歸帆致し、太守公へ其段被申上ける、琉
球王は忠國公御時より、御常家になかなひ、按するに、納貢
のこ、致來り候處、誰那といふもの、按するに、定西法師
琉球物語には誰那

を若那作り、琉球國には、多く邪那とあり、大島筆記によるに、
こは宜野灣間切に屬せし地名にして、誰名に作るを是とす、彼が官
名は即ち其某地なるへし、鹿兒島へ來り様舩を窺ひ、ひそ
かに唯壹人小舟に乗り歸帆いたし、かなひをやめ、
那覇の湊に城をかまへ、湊口に忍かねのくさを
はり、是に舟のかゝりたる時、上より目の下に見お
ろし射るへき手たてを拵へ、島々にも其用意して
待かくるよし聞へければ、家久公征伐御願あり、家
康公の御ゆるしあり、薩州舊傳記、

惣別琉球より、島津方へ毎年綾船と名付進物有し
を、近年唐へ相談、日本へ之音問不入事之由を、琉
球之ジヤナ達て申、島津へ令無音、依之島津琉球へ
勸く、官本當代記、慶長年
錄、琉球事略
初中山與薩摩州世有隣好、天正十九年以來二國交
惡、使命遂絶、州守源朝臣家久、以告我祖祖乃發兵
擊之、南島志、
琉球國は、薩摩國と隣國たれば、深く好を通し綾船
と名付て、年毎に音物を贈りしか、慶長年中彼國の
三司官邪那といふもの、大明と議りて國王をす、
め、日本への往來をどめけるゆへ、薩州の太守島
津陸奥守家久使を遣はして、故を糾すに、邪那使に

對して、種々の無禮を振廻れば、家久大に憤り、同十三年駿府に赴き、神君に見え奉り、兵を遣して誅代すべき旨を請ふ、神君家久が所存にまかすへきよし鈞命あり、琉球語、按するに、此書慶長十三年とし、かつ駿府にての事とせしは誤りなり。慶長十四年二月廿一日、それ琉球國は、室町將軍義教の時、家久十代の祖島津薩摩守忠國へ與へ領せしめ、永享年中より進貢す、豊臣太閤の時に及んで、琉球よりの交易の爲め、薩州へ渡海して朝貢す、大明帝是を聞き、琉球を責め我邦へ通貢するを絶しむ、夫より十餘年薩摩へ貢を納れず、家久神祖の威徳廣大にして海内昇平す、神祖へ奉賀を述へしと、家久より命するに従はず、然らば兵を出し是を討んと欲す、因て島津惟新及び家久、山口駿河守直友を以て是を告ぐ、是日兩公より惟新、家久へ、琉球を討つ事其意に任すへしと命せらるるに、大正川志、按す此命ありし事他に所見なし。惟新に

尙々御人數を被催、先御使者を御渡被成、渡海仕候様可被仰遣事專一存候、其上に而相濟不申候は、被得御詮御人數計御渡被成尤存候、不及申候得共、御人數も不及御渡、渡海仕候様御才覺專一存候、尙追而可得貴意候、以上、好便之條令啓上候、仍爰許相替儀無御座候、然者當城御番衆關東より被罷上候、就者此中在番之衆、銘銘駿府へ被罷下候、拙子も來月者當地罷立駿府へ被下候、猶追而可得御意候、將又琉球之儀、去六月之時分御禮可申上候様に、和久甚兵衛罷上候へき、如何御座候哉、今度本上州より按するに、本多上野介の略文なり、下刊の注を參照す。令申上せ候琉球人、上様之御禮申上候様に御才覺可然由、自拙者可申入通被申越候、若于今渡海不仕候者、御使琉球之被遣、被成御究可然存候、兎角琉球人渡海不仕候者、御人數計可被渡様被仰遣可然候哉、何様彼方より之返事之様子、被成御注進被得御意尤存候、猶惟新様え迄申入候、恐惶謹言、慶長十三年八月十九日 山 駿河守 直友判

薩摩少將様參人々御中

急度令啓上候、仍而硫磺蘭被成御進上候、本上州披露被申、則御黒印貳通持せ還上申候、按するに、此御印書壹通は、此年七月廿一日に出され、壹通は、然者先度御國元の唐船着岸八月十日に出されしなり。之由、御注進之通、是又本上州披露被申候處、一段之御機嫌之由被申越候、然者御用之御藥種々書立進上申候、御取被成早々御上御尤存候、御油斷被成間敷候、就中先度惟新より爲御使、本田助丞方被罷上候砌、琉球之儀申入候、到唯今琉球より無音之仕合に候哉承度存候、于今難澁申候者、御人數を可被渡旨、再三彼方にも被仰遣、其上難澁申候者、様子可被仰越候、披露可申候、先御人數を被催可被相渡御用意御尤存候、上様御禮申上候様に御才覺專一存候、何も追而可得御意候、將又我等事、明日六日に駿府に罷下候、先度より以後着岸之唐船に御注進、幸拙者罷下候間、御念之御入被成候段、具可申上候、御心安可被思召候、尙重而得貴意候、恐惶謹言、慶長十三年九月五日 山 駿河守 直友在判 薩州少將様參人々御中眞享松平大隅守書上、

慶長十四年己酉二月廿一日、少將家久、老臣樺山權左衛門、平田太郎左衛門を將として、軍卒三千、兵船百餘艘を琉球國に發向せしむ、頓て先大島を攻取、德島を拔、また永良部與論等の諸島を平らく、よて此よし家久より本多上野介正純の許に告ぐ、これら事、月日詳な正純より返簡を贈れり。慶長十四年己酉の春、樺山美濃守按するに、權左衛門が後稱なり。久高を大將とし、平田太郎左衛門を副將として、三千人の軍卒を引ゐて、兵船一百餘艘二月十一日に、按するに、廿一日の誤。ともつなをどひて琉球に發向し大島に着、按するに、琉球國全圖に渡姑島とあり、薩州舊記に、渡之島と記す、大島と永良部島との間に、赴く、島人これをふせくもの一千人はかり、これと戦て三百餘の首を得たり、其餘黨皆降人となる、寛永島津家久謹、慶長十四年春、以樺山權左衛門尉久高爲大將、平田太郎左衛門尉増宗爲副將、專兵器者平田民部左衛門尉、長谷場十郎兵衛尉、兒玉四郎兵衛尉、或山鹿越右衛門尉爲船大將、其外佐多越後守、川上掃部助、本田彌六、市來八左衛門尉、本田伊賀守、頼娃主水助、勾坂式部少輔、伊集院伴右衛門尉、有馬次右衛

門尉、毛利内膳正、栢原周防守、村尾源左衛門入道笑栖、市來備後守、東郷阿波入道林半、伊地知四郎兵衛尉等爲卒將、都合其勢三千餘人、整兵船一百餘艘、按するに、慶長日記には、榊山權左衛門久高、平田太郎左衛門、新納利部、松浦筑前、鎌田出雲、木入攝津、田村大和、加沼彈正、野村監物、本郷、藏指、藤刈、肝屬、梅北、富永、兵、而二月廿一日、土三千餘騎、維兵八千餘人、兵船百餘艘と記す。發舟、已著大島、振威赴德島、島郎出應而防戰者、殆千有餘人、其中斬首三百餘人也、故殘黨不日屬于旗下、而悉定焉貴久記、

慶長十四年兵船數艘を催し、大將榊山權左衛門殿、副將平田太郎左衛門殿にて、諸軍勢乗船之時、新納拙齋老樽肴を持せられ、祇園之淵まで見送にて候、其外にも送酒いたされ候衆多かりける、諸軍勢並居ける時、權左衛門殿座敷の辭宜いたされ候に付、拙齋老被申候は、此節琉球征伐の大將被仰付、渡海被致候は、家久公之御名代なり、早々大將の座に直り被成候へと有之候得は、無異儀上座被致候よし、權左衛門殿大將分を諸軍勢不足に存、なにとか底意有之候處に、拙齋老の言葉を聞、致納得けるとなり、夫より乗船にて、山川の濠より順風に帆を揚げ、大島に着船、彼島廣しといへども無異儀責取、

鬼界ヶ島も手に附け、湛之島へ着船、此島の者とも防戰候に付、鐵炮をうち懸候得は、棒の先より火を出し人を殺すとて逃けるとなり、按するに、此頃島人松と記せしは、手向ひいたす者を討取、かまへたる所を蹈潰し、沖の永良部と與論島をも責取ける、薩州舊傳記、慶長十四年、島津琉球へ百餘艘を以相働也、琉球へ着岸の時、ジャナ帥人數於七島防戰す、按するに、七島なるに、ジャナ帥自註野郎と記す、無足は、大島の誤寫下同し、于時野郎にて島津被官なり、後へ廻り責の間、ジャナ敗北、琉球人或は討死、或は被疵、則七島毒島への假字なるへし、按するに、毒は、打入、ジャナと云は、琉球にて武者大將なり、彼ジャナ日本を嫌て、唐へ可屬との企なりしか、果して如斯、官本當代記、慶長年録琉球事略、慶長十四年三月上旬、按するに、諸記二月廿一日と家久家老榊山權左衛門久高、平田太郎左衛門増宗に申付、人衆三千、兵船百餘艘差渡、久家も山川と申湊迄、致出馬下知仕候、權左衛門太郎左衛門、先大島と申島に致着船、大島を手に付候て、徳の島に參候へは、島の者とも防申候故、數百人討取申候によりて、永良部島無異儀相從申候、夫より琉球の地に押懸申候、

通航一覽卷之二

琉球國部二

○平均始末

慶長十四己酉年四月朔日、仰によりて山口駿河守より、島津少將家久、及び其父宰相入道惟新に書翰を贈りて、琉球國平治までは、參府いたすまじき旨を達す、

慶長十四己酉年

貴札致拜見候、仍去頃琉球爲御手遣御人數被指渡候處に、無相違大島と申島へ御着船候而、彼島之儀思召儘に被仰付、其より琉球國主被居候處に御人數赴被申、琉球之儀も漸相濟可申之由、御紙面之趣存其旨候、則右之趣達上聞候處、一段御機嫌共御座候間、御心易可被思食候、追々彼地之様子可被仰上之由御尤存候、然者駿府御移徙爲御祝儀、此地御上被成儀、琉球相濟候而より御上可被成之由、令得其意候、先書にも如申入候、彌琉球之儀相濟候而、其上被成御上御尤存候、將又爰元相替儀無御座候、猶此表相應之御用等御座候は、不被御心置可蒙仰候、不可存疎意候、何も期來音之時候、委細は御使者可被申上候、恐惶謹言、

慶長十四年六月廿六日

本多上野介

正純判

羽柴陸奥守様、貴報、貞享松平大隅守書上、

通航一覽卷之一終

薩州少將様參人々御中
尙々、琉球之儀無御油斷被成御注進候様に、奥州

慶長十四年卯月朔日

山口駿河守

惟新樣、參人々御中、貞享松平大隅守書上、

同年四月三日、是より先、島津勢町々の城壘を連陷し、海陸より進みて、此日遂に王城首里(しゅり)を攻破り、國王尙寧三司官以下悉く降る、よて軍將樺山權左衛門平田太郎左衛門等、尙寧を率ゐて、五月五日琉球を發し、同廿五日薩摩國に歸陣せり、此征伐の事を記して、世間に流布せるもの、琉球征伐記薩琉軍鏡、島津琉球合戰記、島津琉球軍精記等數部あり、皆輒近の書にして、其引證詳たらず、また月日事類ともに、家傳の書と齟齬し、殊に其父粉飾に過て、信を取るに事なし、されども其記載の内容、家傳正史に類する説あるか、或は前後の事實に照應せるは、今一二姑く

采川せざりあり、其數部の書に載る合戦の大略は、先元帥は島津家久が老臣新納武藏守。其他島津同姓の家人等數十人、總兵十萬千八百五十四人、或は七萬六千八百七十三人とす、慶長十四年四月廿一日鹿兒府を出陣し、鬼界の島に着船して一日滯留し、五月朔日琉球に着岸して那覇の東南要溪灘の要害を破り、守將陳文福を擊敗、同日佐野帶刀一男登して、千里山城を攻む、城中には孟龜靈朱傳計等籠り、帶刀隊下松尾隼人が、嶺原の陣を襲ひ、城方頗る死傷あり、されども帶刀勢奮戰し、横田嘉助朱傳説を生捕、孟龜靈は自刎して諸軍遂に城を拔同一日進みて虎竹城を攻め燒討す、守將國王の一族玄國侯李慶善當國一の勇士と聞えし張助輔にも、米倉島に逃る、同九日亂蛇浦の關門を陷れ、花房兵庫、隊長正澤與左衛門、守將公山都師を擊敗、た松原城を拔、守將武平侯林漢子及び川流子等王都に走る、同十一日佐野帶刀、千里の耻を雪ん、死を決して王城に向ひ、高風門を通ぎ鐵石川を越え、其處鐵石門を破りて、守將李志葵を擊敗、直ちに山上より攻下りて、都市に放火し、王城百里のうしろ頭山の城に迫る、守將王俊辰能く防ぎ、僞て明日降らんとするも、帶刀これを信じて陣を退く、其夜倭兵玄帶刀、陣を襲ふ、味方奮戰して敵兵龍歇川流子など多數擊取しかば、終に敗れ、帶刀はしめ徒士過半死す、斯て新納武藏守は、進みて王城及び頭山を攻圍み、王俊辰父子、玄國侯李慶善等上下七十三人を生捕、猶府中を探索して、國王公子等を生捕、六月十六日市中に亂れを起て、士卒の狼藉を禁し、飛船をもて此より薩摩に法進す、島津龍伯は之を駿府に言上せしに、國王を召寄へき旨上意あるにより、龍伯また輕舟を馳つ琉球に達す、武藏守下知して、城代城番を入置、國王已下を携へ薩摩に歸朝す、其番手には、要溪灘に種島大膳玄千里中に里見大内藏、虎竹城に畑勘解由米倉島に江本三郎雲岡町場に花房兵庫、王城に松原入鈴木内藏駒守高鳳門に篠原廣賀左膳、前田左左衛門、日頭山後詰城に、島津大内藏、同采女、同立藩なり、これ彼數部の書に載る所に似て、月日は出陣の外は島津琉球軍精記にのみ記す、但軍精記に載る所、他說に異なるものは始末新納武藏守徵服して、琉球に渡海し、其地理強弱等を熟察して歸朝せしに、征伐の時、每事便利を得たるよしを記し、さて家久も渡海し、要溪灘離りし後は、彼要領にあつて軍事を聽く、また佐野帯刀都市に放火せしかば、國王尙寧大に恐怖し、五月十二日の朝、妃嬪等を攜へ首

皇城を出て、城背日頭山の要害に楯籠る。この守將俊辰亥王が守護して堅く守る。同日午、煙草刀進みて日頭を攻圍む。王俊辰亥獨て明朝降らんと事を約し、帶刀陣を山下に退じ、其後俊辰亥獨て床方敗れ、帶刀は俊辰亥の弟王瑾を撃れ、士卒過半死す。其家人楊田嘉助は、國王日頭に逃れし時、途にして王子二人を生捕、これを送つて武藏守が陣にいたりし。武藏守兵一萬を興へて帶刀を救はしむ。嘉助これを率ゐ來りて、直に敵兵を城に追入れ王瑾を撃取、其後重創を被り、主人の死を哀みて終に自盡す。武藏守は軍を進めて首里城を攻む。城には國王王退去の後、左將軍晋春、及び虎竹亂蛇浦より逃れ來りて、武平侯林實、張助幡等三千餘人を以て堅守し、張助幡實を奮て味方殺傷せらる。もの多し。武藏守、種島大膳をして、種島小筒にて張助幡を打しむ。眼を打れて倒れ待す。城兵膽を落す。武藏守これを察して、先に湧石川にて生捕たる事龜子を城中に放ちて降を勧め、城を受取、進みて日頭を攻めたる事龍子をして戦しむるにより、六月八日國王尙密はこれ、王俊辰亥諸官人城を出て、武藏守が陣門に降る。武藏守これを携へて家久先被國を發し、六月廿日薩摩に歸着す。尋て國王を携へ歸朝す。云々、また琉球額和錄に、彼權臣邪那なるもの、兵略に誇り邪那の海口に、鐵鎗鐵鎖を張りて堅守せし、新納武藏守伐兵にてこれを焼解し、兵を分ちて攻むるにより、邪那要溪灘一時に敗れたる、邪那はかく所々の城邊に奇策を設け和兵を輕侮すれども、連戦皆敗れしにより、稍危懼を懷き猶自數の要峯に籠りて防戦す。然るに林漢子邪那を諷めて亡命せし、其身これに代りて戰死せり。武藏守これなきを、國王に告て邪那誅戮の令を下さしむ。時に王妃美氏は邪那の妹なればこれを悲みて自殺す。國民邪那を怨み、年中追討の命なきを以て、爭て殺せしめしむ。此書に、此役新納武藏守が謀略によつて、連功ありしを、かゝる功に伐らす。只彼國弱き故とのみいひ、島津龍伯も武威の高かり、世間を憚り、彼國に詳にはさばかり合戦なりしと言ふ。せしにより、事間にこの合戦を詳に記せるものなく、武藏守が武功も明かならず、されども其合戦の實事は、假文之、此出陣を賀する送別出塞の時に、出たりて、其詩一首を載す。其中一首に、欲伐鬼方揚白旆、新納威武動乾坤、平田右將擢山左、添得伊川併衙門とあり。則南文集にも載たり。これによれば、武藏守が元帥たりし事推て知らる。然

に薩州舊傳に、出陣に臨みて、新納拙齋（華山）權左衛門平田太郎左衛門（久松）を送別せし事見え家傳の書にも、武藏守が事絶つ所見なきは不審なり、或は拙齋は武藏守とは別人なるが、實に龍伯島（所）所ありてはしくは言上に及ばざりしにや、こは稍冗長に洩れども、姑くこゝに注して考ふ、するのみ、

慶長十四年四月一日、海陸より國王居城首里と申城に取懸申候。國王尙峯降參仕候に付、早船を以右之趣申越。夫より樺山權左衛門平田太郎左衛門尙寧を率て、五月五日琉球を發し、同廿五日薩摩に致歸着候。眞享松平大隅守背上、島津家譜、

琉球には、那覇の湊に城を構へ、湊口に忍かねのく
 さりをはり、是に船のかゝりたる時、上より目の下
 に見下し、射るへき手たてを拵へ待懸たりしに、樺
 山平田等運天の湊へ着船、諸勢を揃へ彼所手に附、
 伊野波名護讀谷山の城を責落し、北谷へ向ひ、王位
 の居城首里の城に取掛ける、琉球の諸勢は、首里よ
 り一里有之那覇の湊口の城に皆楯籠ける故、首里
 の城には防き戦ふものなく、無異儀落城、王位降参
 いたされける、那覇の城には、矢尻を揃へ待懸たり
 けれども、舟一つも不見、後より押寄られ、殊に王
 城落城なれば、一戦に不及落城いたし、無相違琉球
 御手に入ければ、則早船にて鹿兒島へ其段被申上

候て、其年は順風おくれけるゆへ、諸軍勢首里那覇に滞留して、翌年尙寧王召列鹿兒島へ歸陣被致ける、按ずるに、翌年とあるは誤なり、下説を是なりとす。

慶長十四年三月、琉球へ渡口の湊山川と申所迄、家久公御出馬御下知被遊、御先手を琉球へ被遣、段々責つふし、同四月中山王居城首里城に取懸候處、中山王尙寧降参仕候間、御先手の者とも中山王を召こらへ、同五月薩州へ列來候、以上、薩州舊傳記、

慶長十四年、是年之内我軍衆歸帆時、執中山王並三司官來于薩摩、貴久記、

島津家久發兵擊琉球、前鋒進取北山之地、斬首百餘級、水陸鼓行、並入那覇港、中山之兵連戰皆敗、王城遂陷、尙寧出降、師起四十餘日、宗社失守矣、南島志、慶長十四年四月一日、家久那覇津に按ずるに、南島志、流開日圖説等を參考するに、那覇は國の西南に在り、薩摩山川港より二百四十餘里、大島より百二十三里、徳島より六十里なり。

至らんとする時に、津の人民等鐵のくさりを津口によりて、これを守るゆへ、他の津より着岸して相戦ふ事三日におよふ、按ずるに、家久も渡海せしこく記し運天港なるへし、ともに前のたるは誤りなり、又他の津といへるは薩州舊傳記併せ考ふへし。騎兵足輕の死するもの數百人、つゝに都の門に入て其城をせめ破る、爰に國王

三司官等皆和をこふてきたる、寛永島津家久譜、慶長十五庚戌年、琉球國來朝の時、我按ずるに、定西法大坂に出、琉球人に逢ふて琉球攻の事を聞に、王后は其騒きに驚き給ひ、程なく失給ひぬと語りて皆涙を流しける、定西法師琉球物語、○按ずるに、定西はもと石て久しく彼國にありし者、後歸朝し、故ありて道心者なりし事、書中に見えたり、これによれば、本文に注せし琉球國和録の王后自は誤りなるへし。

慶長十四年四月三日、島津家久の軍將、樺山久高平田増宗、一昨朔日軍を進め、琉球の那覇津に到る、初琉球より薩州に來り居る商人等、兵を發するを聞き、速に歸りて是を告ぐ、因て港口に鐵の鎖を張り、船路を遮り兵を備へ大銃を發す、是に於て容易に攻難く、唯大砲を放て日を送る、又彼國の搦手、甚嶮岨にして毒蛇多く、國民といへとも經歷する事能はず、依て彼國にても守禦を設けず、薩兵是を知り、嚮に薩隅二州の悍徒を撰ひ遣はし、柴草を舟に積み其海濱に運送し、上風より火を放ち、林叢山嶽を燒き毒蛇悉く燒死す、且一計策をなし、薩州より追々兵を發し、老弱を撰はす數百艘に乗せ、多く旌旗を建て、金鼓を多くし、進て津口に迫る、初め

は海岸一里許を隔て船を停め、夫より船を急に進めす、一日に五六日町を限り、日を経て兵船多く集り軍勢日々に盛になる、琉球にて此津口を破られしと、守備を專に群り禦く、島津の兵其虛を伺ひ精銳の兵を撰ひ、別船に乗せ遙に東西の方琉球國の背より、夜に乗して海陸共に進み攻む、別船の兵陸に上るに、守禦の兵あらされは、直ちに進み闖入し、戦ふ事三日、薩兵も死傷百餘人に及ぶ雖も、前後左右より攻撃れ大に破れ、琉球の王城首里も遂に破れ、首級百級を得、國王尙寧降を請ひ、三司官以下悉く降る、久高嚴く王城を守り、子姪妃妾を捕へ、是を薩州へ告ぐ、家久檄書を馳せ駿府及び江戸へ告ぐ、大三川志、

島津琉球を取んと欲す、これを察せず顯れて兵船軍器の用意夥し、琉球の商人薩摩にある者歸て國王に申す、琉球大に駭愕して海邊に壘を構へ備を設く、夏日波頭穩なるに至て、薩兵の老若を聚て、數百の海船にのせ、旌旗目を奪ひ金鼓耳を劫して、次第々々に攻近つく、初は海岸一二里はかりの外に在、俄に漕よせすして進むこと、一日に或は五

町、或は七町、船數日々にかさみ軍勢々々盛なり、琉球國中を空して、皆此にあつまる、薩摩の精銳は、別に輕舸に乗て、はるかに東西より廻り、琉球の後の方より夜、まされに漕つけ、明を待て俄に撃て上れば、琉球の兵悉く渡口に在て拒者なし、琉球不意を撃れ面背の敵に敗られて大に潰亂す、海上には舷を扣て聲勢を張り、陸地には戈を揮て斬戮を縱にす、一戦に大勝を得たり、此より永く屬國となりて朝貢絶す、碎玉話、雜話燭談、

はしめ琉球征伐の事、明朝に聞ゆるにより、彼國にても邊海戒嚴あり、
萬曆四十年、按ずるに、我慶長十四年は、彼萬曆三十七年に當れるを、四十年と記したるは記者の誤りなり、
日本以勁兵三千、入琉球國擄其王、遷其宗器大掠而去、浙江總兵官楊宗業以聞、令嚴飭海上兵備從之、
明史琉球傳、

島津家琉球征伐御免を蒙りし事を、少しも察する事なく、鹿兒島其外の湊浦より、軍船夥しく引つらね、又日あらずして打立る、よし風聞せしむ、琉球人薩州に有合ふ者とも急に走せ歸りて、此事を告げたりしかは、中山王尙寧大におそろき、速かに部

下に下知あり、又急使を馳せて大明皇帝に奏聞しけるに、明朝も時今甚くおどろへたるころなれば、大に驚く處にいかなる傳説の間違にや有けん、閩州廣州浙江の間へ、薩摩勢先驅して、日本の大兵馳向ふと聞へければ、中國の騷動斜ならず、近年朝鮮の役終りたるを漸く枕を安んずる所に、又倭寇のしかも薩摩の剛兵共來るとや、いか様朝鮮軍の其返報も有へき事なり、是は國家の大難事なりとて、上下大に恐れ、琉球を救ふたはなく、只中華守禦の僉議評詮混亂して、未だ相極らず、先づ閩廣浙江の地を取固むへしとて、萬民震ひ懼れしなり、琉球琉球和録○按するに、此書載る所信しに、姑く明史の因に存す、琉球平均の旨少將家久父子より使者をもて、執政の許に注進す、月日所見よて、七月五日、台德院殿より御感書を出され、同七日東照宮より、かの國を賜はる旨の御黒印を下さる、本多佐渡守正信、本多上野介正純よりも返翰あり、

なはた御感有て、黒印を賜はりて此島を家久に下さる、寛永島津家久譜、
慶長十四年四月、中山王尙寧降参仕候旨、家久様より早速東照宮、又は台德院様へ被仰上候處、御感斜ならず、則御感狀を以、琉球國永く家久様へ御拜領被遊候、家久様御養父三位入道龍伯様、家久様之御實父宰相入道惟新様へ、兩御所様より御賜被成候、御代々之御判物にも、薩摩大隅、并日向諸縣郡、琉球國按するに、寛永十一年八月四日、及び寛文四年四月五日の御判物に、琉球國十二萬三千七百石あり、御代々の御判物に同じ、全可致領地と被仰記、御拜領被遊候、薩州舊傳記、
慶長十四年四月、薩摩兵百餘艘琉球へ渡り、彼島不及一戰、内裏を責崩帝王を擒て歸朝す、則彼島津拜領島中檢地するに、漸十二萬石餘有之、慶長日記、慶長小説、
慶長十四年四月、國王尙寧降参仕候旨、早船を以申越候故、使者を以致言上候處、權現様、台德院様御感不斜、則御感狀を被下、琉球國永く家久に被下之旨被仰出、龍伯惟新も同前に御感狀頂戴仕候、至琉球指遣兵船、不移時日及一戰、彼黨數多討捕之、剩國王降参之上、并三司官以下、至于其地不

日可爲渡海之注進、誠以無比類勸共候、猶本多佐渡守可申候、謹言、

慶長十四年七月五日

台德院様

御

判

薩摩少將殿

至琉球差越兵船、彼黨數多討捕之、殊更國王及降参三司官以下、近日着岸之趣、誠以希有之次第候、委曲本多佐渡守可申候也、

慶長十四年七月五日

台德院様

御

印

島津修理入道とのへ

至琉球差越人數、不經日數輩討捕之、其上國王就降参、近日至其國可爲着岸之旨、尤無双之仕合候、猶本多佐渡守可申候也、

慶長十四年七月五日

台德院様

御

印

羽柴兵庫入道とのへ

琉球之儀、早速屬平均之由、注進候手柄之段被感思食候、即彼國進之條彌仕置等可被申付候也、

慶長十四年七月七日

權現様

御

黒印

薩摩少將とのへ

尙以、兩御所様御威光を以、早速被仰付候儀、彌大慶思召候通披露仕候處、一段之御仕合

共に御座候、以上、

今度琉球の御人數被差遣候處、早速被屬御本意、國王并三司官以下歴々者共、至其御國被召寄之由、御注進之趣達上聞候處に、無比類御事共被成御感候而、御書被遣候、誠遠島之儀如何と無御心許奉存候處に、潔儀共拙者一人之様に、大慶不過之候、委曲爰許之様躰、山口駿河守殿以使者可被仰達候條奉省略候、恐惶謹言、

慶長十四年七月九日 本多佐渡守正信 判

羽柴陸奥守様、貴報、

以上

貴札致拜見候、仍琉球の爲御手遣御人數被差遣候處に、大島と申島早速被仰付、それよりと申島に御人數赴被申候處に、彼島之者共出向候に付而及一戰、則被得勝利、彼島之者共二三百人被討捕候付而、重而不及異儀彼島相濟、其より琉球之國王被居候島に被取懸候處に、於彼地も國王雖被及行候、切崩數百人討捕、國王之居城取卷被申候處に、頻降参に付而被任其儀、國王下城にて下々方々に逃散候もの共被召返如前々有付候而、國王并三司官、其

外頭立者共召連、頓而可有歸朝之由、使者を以御注進被成候御紙面之通、懇に達上聞候處に、大御所様感被思召、一段之御機嫌共御座候而、無殘處御仕合共御座候間、御心易可思召候、誠遠島と申於異國、無比類勸御手柄不淺候、其許御満足奉察存候、則琉球之儀被遣旨御座候而、御内書被遣候、御外聞實儀不可過之候、彌彼地之様子御注進可被成之由、御尤に御座候、猶爰元相替儀無御座候、此表何に而も相應之御用等御座候は、不被御心置可蒙仰候、聊不可存疎意候、何も追而可得御意候、恐惶謹言、

慶長十四年七月十三日

本多上野介正純判

羽柴陸奥守様貴報

以上

貴札致拜見候、仍琉球を爲御手遣御人數被差渡候處、何も無殘所早速相濟、琉球之國王并三司官、其外頭立者共被召連、頓而歸朝可有之由、陸奥守殿より御注進被成候、何も御紙面之通、懇達上聞候處に、大御所様感被思召、一段之御機嫌共御座候而、琉球之儀羽柴陸奥守殿より被進候旨御座候而、則御内書

被遣之、無殘所御仕合御座候間、御心易可思食候、誠琉球之儀思召儘に相濟、御手柄不殘候、其元御満足之段奉察存候、將又爰元相替儀無御座候、何に而も相應之御用等御座候者、不被御心置可蒙仰候、不可存疎略候、恐惶謹言、

慶長十四年七月十三日

本多上野介正純判

島津龍伯様貴報 以上

琉球相濟申付而、御使者被成御上せ候、即江戸駿府に被參、返狀請取歸國之儀候、琉球相濟中、上様御感被成、即御朱印被進之由、本上州より我等方迄被申越候、目出度儀共御座候、委細者御使者可被仰上候間、書中不具候、恐惶謹言、

慶長十四年七月廿七日

山口駿河守直友判

少將様、參人々御中以上眞喜島津式

同年十二月、少將家久及び入道惟新より、琉球國を賜はりし拜謝として、物を獻するにより、東照宮、台徳院殿より御内書を賜ふ、

慶長十四年十二月、權現様御内書、按ずるに、此御書台徳院殿より賜はり

した、權現様と記したるは誤りなり

琉球早速退治旨、先回注進付而、以內書申越之處、重而來音、特青貝二十四孝之床屏風、並段子十端到來珍重之至感悅覺候、猶本多佐渡守可申候也、

慶長十四年極月十四日

御判

薩摩少將殿

台徳院様御内書、

就先度琉球一景之旨注進到來、以內書申越候訖、依之太刀一腰、馬一疋、並端子拾卷到來欣思食候、委細本多佐渡守可述候也、

慶長十四年極月十五日

御判

羽柴兵庫入道とのへ、

琉球國可被領知之旨申遣候處、祝着之段尤候、依爲音信佛草花桑葉もり花、並硫黃千斤、唐屏風繡珍じちん五卷到來、悅思食也、

慶長十四年十二月廿六日

御黒印

薩摩少將とのへ

權現様御内書、

爲音信段子十端、象牙並南蠻鐵砲到來、悅思食也、

慶長十四年十二月廿六日

御印

島津兵庫とのへ、 以上

兩通之貴札致拜見候、依今度琉球之儀御拜領被成候付而、御内書被遣候處、御外聞實儀忝思召之通、被成御上り御禮被仰上度思召候得共、彼國御仕置等爲可被仰付、其上彼國王來春御同道候而、御上り可被成付而、年内之儀御延引被成候由、左様に御座候得者、御禮遅々致之由に而、御使者に而被仰上候、就其爲御進物佛草花一本、茉莉花一本、唐之板屏風、並硫黃千斤御進上被成候、如御目錄懇致披露候之處、遠路被入御念旨御座候而、一段御機嫌共に而、殘所無御座御仕合に御座候間、御心安可思食候、則御内書被遣候就而此地彌相替儀無御座候、猶爰元相應之御用等御座候者、不被御心置可被仰付候、不可存疎意候、委細は御使者へ申入候間、可被申上候、恐惶謹言、

慶長十四年十二月廿六日

本多上野介正純判

羽柴陸奥守様貴報、以上、眞喜島津式

慶長十四年十二月十五日、島津兵庫入道今度琉球國を賜る謝禮として、使者を江戸に指越し、御太刀